令和2年度地方公共団体の財政の健全化 に関する法律に基づく健全化判断比率 審査意見書

神奈川県監査委員

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づき、令和3年8月31日付けで提出があった令和2年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、同比率に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和3年10月8日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	Ш	知 惠	子
同	嶋	村	ただ	こし

同

てらさき 雄

介

#### 第1 審査の種類

健全化判断比率等審查 (健全化判断比率)

### 第2 審査の対象

令和2年度決算に基づき、知事から提出された次表の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。算定の基礎となる事項の概況は第6のとおりである。

比 率 名	Þ	令和2年度算定比率		参	考	;
	泊		早	期健全化基準	財政	再生基準
実質赤字比多	枢	_		3.75%		5 %
連結実質赤字比率	轻	_		8.75%		15%
実質公債費比差	枢	9.8%		25%		35%
将来負担比	枢	104.8%		400%		

<sup>(</sup>注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行 令第7条及び第8条による。

#### 第3 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等 に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

### 第4 審査の実施内容

審査は、次の点を主眼として行った。

- ① 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成 され、それに基づく健全化判断比率は正確であるか
- ② その他健全化判断比率について意見書に記載すべきことはないか

#### 第5 審査の結果

#### 1 健全化判断比率の正確性について

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計において、歳入歳出決算書等の金額が誤っていたことに伴い歳入総額及び歳出総額がそれぞれ 124,187 円過小となっていたものの、健全化判断比率の算定には影響を及ぼさないものであった。このことを除き、同書類は適正に作成されており、それに基づく健全化判断比率は正確なものと認められた。

#### 2 健全化判断比率の動向について

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、実質収支額と連結実質収支額が黒字であることから前年度と同様に算定されない。

実質公債費比率は、地方交付税措置されない県債の公債費が減少したこと 等により、前年度に比べて 0.3 ポイント低下し、改善している。

将来負担比率は、地方交付税措置されない県債現在高が減少したこと等により、前年度に比べて 9.8 ポイント低下し、改善している。

#### 第6 審査対象の概況

### 1 実質赤字比率 (早期健全化基準 3.75%、財政再生基準 5%)

実質赤字比率は、実質収支額が720億余万円の黒字であることから算定されない。

(百万円)

		平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	令 和 元年度	令 2年度
分子	一般会計等の実質赤字額					_
(黒 字 額)		(5, 176)	(6, 399)	(4, 952)	(3, 683)	(72, 032)
分母	標準財政規模	1, 433, 235	1, 286, 649	1, 293, 019	1, 304, 254	1, 326, 342
実	質 赤 字 比 率		_	_	_	_

# 2 連結実質赤字比率(早期健全化基準 8.75%、財政再生基準 15%)

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が1,556億余万円の黒字であることから算定されない。

(百万円)

	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	令 和 元年度	令 2年度
分子連結実質赤	字額 一	_	_	_	_
(黒字額)	(82, 171)	(79, 558)	(90, 162)	(74, 931)	(155, 696)
分母 標 準 財 政 規	1,433,235	1, 286, 649	1, 293, 019	1, 304, 254	1, 326, 342
連結実質赤字比	, 率 —	_	_	_	_

# 3 実質公債費比率(早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%)

実質公債費比率は 9.8%で、早期健全化基準を 15.2 ポイント下回っている。

(百万円)

	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	令 和 元年度	令 2年度
分子 元利償還金等: (①+②+③+④)-(⑤+⑥)	129, 244	115, 499	116, 333	107, 568	108, 746
(A) ① 公債費	299, 274	292, 968	297, 719	288, 167	286, 640
② 公債費充当公営企業繰出金	3, 465	3, 267	3, 176	2, 945	2, 657
③ 公債費充当一部事務組合繰出金	560	410	262	139	0
④ 公債費に準ずる債務負担行為額	2, 687	2, 315	2, 136	2,009	1,882
⑤ 特定財源の額	8, 208	7,812	6, 581	6, 253	5, 088
⑥ 算入公債費等の額	168, 533	175, 648	180, 379	179, 439	177, 345
分母 算入公債費等を控除した標準財政規模: ⑦-⑧	1, 264, 701	1, 111, 000	1, 112, 639	1, 124, 815	1, 148, 998
(B) ⑦ 標準財政規模	1, 433, 235	1, 286, 649	1, 293, 019	1, 304, 254	1, 326, 342
⑧ 算入公債費等の額	168, 533	175, 648	180, 379	179, 439	177, 345
(A) / (B)	10. 2%	10.4%	10.5%	9.6%	9. 5%
実 質 公 債 費 比 率(3か年平均)	11. 4%	10. 5%	10. 3%	10. 1%	9. 8%

<sup>(</sup>注)表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。

# 4 将来負担比率 (早期健全化基準 400%)

将来負担比率は 104.8%で、早期健全化基準を 295.2 ポイント下回っている。

(百万円)

		平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	令 和 元年度	令 2年度
分子	将来負担すべき実質的負債: ①-②	1, 606, 592	1, 403, 060	1, 339, 286	1, 289, 308	1, 204, 728
	① 将来負担額	4, 831, 086	4, 664, 386	4, 617, 386	4, 576, 848	4, 570, 432
	ア 一般会計等地方債現在高	4, 255, 419	4, 256, 599	4, 229, 332	4, 204, 958	4, 218, 760
	イ 債務負担行為に基づく支出予定額	20, 396	18, 548	16, 827	15, 194	13, 651
	ウ 公営企業債に充てる一般会計等からの繰入 見込額	32, 713	29, 808	27, 884	26, 268	24, 849
	エ 組合の地方債に充てる一般会計等の負担見 込額	774	388	137	0	0
	オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等の負 担見込額	508, 823	344, 444	328, 796	316, 339	305, 565
	カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担見込額	12, 962	14, 599	14, 409	14, 088	7, 608
	キ 連結実質赤字額	-	-	_	-	-
	り 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等 の負担見込額	-	_	-	-	-
	② 充当可能財源等	3, 224, 494	3, 261, 326	3, 278, 099	3, 287, 540	3, 365, 705
	ケ 将来負担額に充当可能な基金	693, 780	749, 957	795, 631	836, 506	903, 767
	コ 充当可能特定歳入見込額(公営住宅使用料 等)	107, 932	97, 209	89, 733	80, 376	83, 608
	サ 地方債現在高等に係る交付税措置見込額	2, 422, 781	2, 414, 161	2, 392, 735	2, 370, 658	2, 378, 330
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模:③一④	1, 264, 701	1, 111, 000	1, 112, 639	1, 124, 815	1, 148, 998
	③ 標準財政規模	1, 433, 235	1, 286, 649	1, 293, 019	1, 304, 254	1, 326, 342
	④ 当該年度公債費等交付税措置額	168, 533	175, 648	180, 379	179, 439	177, 345
	将 来 負 担 比 率	127. 0%	126. 2%	120. 3%	114. 6%	104. 8%

<sup>(</sup>注) 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。